

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成24年7月26日(2012.7.26)

【公開番号】特開2011-75759(P2011-75759A)

【公開日】平成23年4月14日(2011.4.14)

【年通号数】公開・登録公報2011-015

【出願番号】特願2009-226196(P2009-226196)

【国際特許分類】

G 02 B	5/20	(2006.01)
G 02 B	5/22	(2006.01)
G 03 F	7/004	(2006.01)
C 09 B	67/20	(2006.01)
C 09 B	67/22	(2006.01)
C 09 B	67/46	(2006.01)
H 01 L	27/14	(2006.01)

【F I】

G 02 B	5/20	1 0 1
G 02 B	5/22	
G 03 F	7/004	5 0 5
C 09 B	67/20	G
C 09 B	67/22	F
C 09 B	67/46	A
H 01 L	27/14	D

【手続補正書】

【提出日】平成24年6月8日(2012.6.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

450nmにおける分光透過率が5%になるように塗膜を形成した際に、該塗膜における短波長側の分光透過率50%の波長が480nmから510nmの範囲にあり、かつ長波長側の分光透過率50%の波長が570nmから610nmの範囲にあり、540nm分光透過率が85%以上、650nmにおける分光透過率が2%以下となる分光特性を有し、かつ該塗膜の膜厚が0.5から1.2μmの範囲となることを特徴とするカラーフィルタ用緑色着色組成物。

【請求項2】

透明樹脂と、透明樹脂前駆体又はそれらの混合物からなる顔料担体と、顔料と、光重合開始剤とを含有するカラーフィルタ用着色組成物であって、前記顔料がハロゲン化亜鉛フタロシアニン顔料を含む緑色顔料と、黄色顔料とであることを特徴とする請求項1記載のカラーフィルタ用緑色着色組成物。

【請求項3】

黄色顔料が、C.I.ピグメントイエロー139、150、及び185からなる群から選ばれる少なくとも1種を含むことを特徴とする請求項2記載のカラーフィルタ用緑色着色組成物。

【請求項4】

顔料が、さらにハロゲン化亜鉛フタロシアニン顔料以外の緑色顔料を含むことを特徴とする請求項 2 または 3 記載のカラーフィルタ用緑色着色組成物。

【請求項 5】

少なくとも 1 つの赤色フィルタセグメント、少なくとも 1 つの青色フィルタセグメント、および少なくとも 1 つの緑色フィルタセグメントを具備するカラーフィルタであって、前記少なくとも 1 つの緑色フィルタセグメントが、請求項 1 ~ 4 いずれか記載のカラーフィルタ用緑色着色組成物から形成されているカラーフィルタ。

【請求項 6】

カラー撮像素子に装着された請求項 5 記載のカラーフィルタ。